

4月1日から

20歳 ↓ 18歳で

成人  
になります

明治29年に民法で制定されて以来20歳と定められていた成年年齢が、令和4年4月1日から18歳に引き下げられます（すでに18歳・19歳の人は、この日から成人になります）。

民法の定める成年年齢とは、単独で契約を締結することができる年齢という意味と、親権に服することがなくなるという意味があります。これにより、20歳になるまでできなかった多くのことが18歳でできるようになります。しかし同時に、自分の行動に責任を持たなければならぬため「経験したことがない」「知らなかった」では済まされぬこともたくさんあります。自分の行動を後悔しないために、成人になったらどのようなことが変わるのかを学びましょう。

成人したら

保護者の同意なしで  
契約ができます

1 自分名義のクレジットカードが持てるようになります

クレジットカードは、クレジットカード会社に支払いを一旦立て替えてもらい、後にお金を支払う仕組みです。お金を使用すると、請求が来たときに支払えなくなってしまうので気をつけましょう。

2 ローンが組める（借金ができる）ようになります

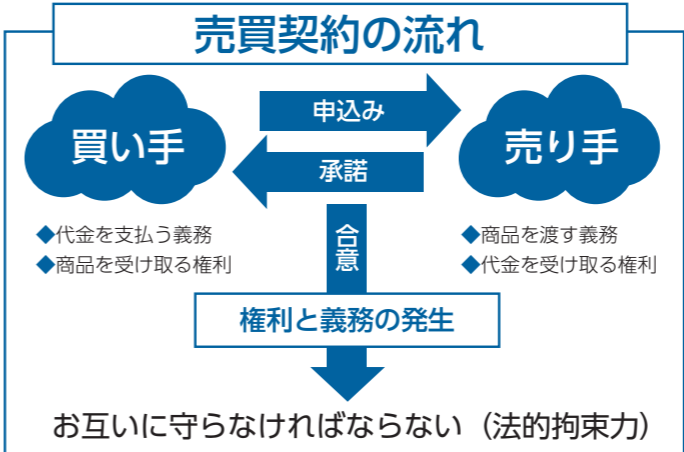
借金をすると、元のお金に利息を加えて返済する必要があります。支払総額が増え、返済のためにさらに借金を重ねてしまうこともあるので、軽い気持ちで借金をしないように気をつけましょう。

3 自分の部屋を借りられるようになります

若い世代の消費者トラブルの相談で最も多いのが、賃貸アパートに関するものです。部屋の賃貸借契約は決して安い金額の契約ではないので、慎重に行いましょう。

契約の成立

契約は、お互いの合意のもと成立するため、口約束であっても契約は成立します。また契約後は、必要なくなったからといって自分の都合で契約をキャンセルすることはできません。注文したものがまだ届いていなくても同じです。契約を守らなければ、違約金を支払うことになったり、訴えられたりすることもありますが、本当に必要なかよく考えてから契約しましょう。



気をつけよう！

消費者トラブル防止のために

責任を持って契約しましょう

- 身近にある契約をチェック！
- 買い物をする（店舗や自動販売機、インターネットなど）
  - 電車に乗る
  - 遊園地で遊ぶ
  - 病院で診察を受ける
  - スマートフォンで音楽をダウンロードする

未成年の人は、消費者としての経験や知識がまだ浅いため、法定代理人（親権者など）の同意がないまま結んでしまった契約は取り消すことができます。この制度により、これまで19歳以下で結んでしまった契約は「未成年だから」という理由で取り消すことができました。しかし、18歳で成人になったら、契約を取り消すことはできません。契約するときは、契約書を読み、みままで読んで問題がないか、支払いができるかをしっかり確認して、責任を持って承諾しましょう。

その他にも

こんなことが  
変わります

公認会計士、司法書士などの

国家資格が

取れるようになります

これらの試験の受験資格に年齢制限はありませんが、合格しても資格を得るためには成人であることが条件となります。このため、18歳から就業可能となります。

性同一性障害の人などが

性別変更の申し立てを

行うことができます

性別変更の申し立てを行える人にはいくつかの制限があり、このうちひとつの「20歳以上であること」が「18歳以上であること」に変わります。

民事訴訟が

起こせるようになります

民事訴訟は、刑事訴訟と異なり、個人間のお金の貸し借りやトラブルなどを裁判所が間に入って解決します。成人であれば、個人で解決できないトラブルを裁判所に訴えることができます。

成人しても

変わらなそうじゃ

次のことは

20歳までできません

- ① お酒を飲む（飲酒）
- ② タバコを吸う（喫煙）
- ③ 競馬・競輪など（賭博）

クーリング・オフ

を活用しましょう

クーリング・オフは、契約の申込みや締結をした場合でも、契約を考えた直し、一定の期間であれば無条件で契約の申込み撤回や、契約解除ができる制度です。

クーリング・オフの手続き方法

- ① クーリング・オフ期間（8日または20日以内）に書面で通知する。
- ② ハガキを両面コピーで保管する。
- ③ ハガキ「特定記録郵便」または「簡易書留」など、発信の記録が残る方法で送る。
- ④ クレジット契約を利用しているときは、クレジットカード会社にも送る。

クーリング・オフができる取引と期間（特定商取引法）

◆8日間

訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務方法（美容医療、学習塾など）

◆20日間

連鎖販売取引（マルチ商法）、業務提供誘引販売取引（内職商法）

クーリング・オフできない取引

通信販売（ネット通販を含む）、使用済みの化粧品・健康食品、自動車、現金支払い（三千元未満）

もしもトラブルに  
巻き込まれてしまったら...

消費者ホットライン 1880

消費者には「救済を受ける権利」があると消費者基本法で定められており、困ったときに相談できる窓口があります。消費者トラブルに巻き込まれたら「消費者ホットライン 1880」または「三戸町相談窓口 紹介ネットワーク ☎1117」へためらわずに相談してみましょう。

どんなことが相談できるの？

- 身に覚えのないクレジットカードの請求がきたとき
- 通販で注文したものと異なるものが届いたとき
- アパートを退去するとき、予想外の金額を請求されたとき

相談したらどうなるの？

- どうしたら良いか、アドバイスをします
- 相手事業者との間に入って、話し合いをします
- 正しい情報を伝えます（インターネット内には不正確な情報が多いので、注意しましょう）